

令和8年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和8年3月11日（水） 午前10時03分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第47号 神林有機資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定について
 議第48号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
 議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定について
 議第52号 朝日有機センター条例を廃止する条例制定について
 議第53号 道の駅「朝日」（地域振興施設）電気設備工事の工事請負契約の締結について
 議第54号 道の駅「朝日」（地域振興施設）機械設備工事の工事請負契約の締結について

4 出席委員（6名）

1 番	三 田 敏 秋 君	2 番	姫 路 敏 君
3 番	佐 藤 憲 昭 君	4 番	富 樫 光 七 君
5 番	小 杉 武 仁 君	6 番	河 村 幸 雄 君

5 欠席委員（なし）

6 地方自治法第105条による出席者

副議長 大 滝 国 吉 君

7 委員外議員（なし）

8 オブザーバーとして出席した者（なし）

9 説明のため出席した者

副 市 長	大 滝 敏 文 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
同 課 農 業 振 興 室 長	本 間 研 二 君
同 課 農 業 振 興 室 副 参 事	天 井 啓 喜 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	小 田 篤 君
同 課 農 業 振 興 室 係 長	本 間 由 佳 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 長	伊 藤 幸 夫 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 副 参 事	高 橋 直 紀 君
同 課 林 業 水 産 振 興 室 係 長	佐 野 正 俊 君
同 課 みらい農業創造推進室長	高 橋 和 憲 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 雄 大 君
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	中 村 宣 信 君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫 充 君
同 課 経 済 振 興 室 長	玉 木 善 行 君
観 光 課 長	山 田 昌 実 君
同 課 観 光 交 流 室 長	村 山 真 一 君
同 課 観 光 交 流 室 副 参 事	渡 辺 仁 美 君
同 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君

荒川支所産業建設課長	高 橋 晃 君
神林支所産業建設課長	中 嶋 琢 也 君
朝日支所産業建設課長	鈴 木 健 次 君
山北支所産業建設課長	森 山 治 人 君

10 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	河 内 真 人

(午前10時03分)

委員長（河村幸雄君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日 程 第 1 議第47号 神林有機資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 おはようございます。それでは、日程第1、議第47号について説明をいたします。議第47号は、神林有機資源リサイクルセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容につきましては、受益者負担の適正化を図り、施設の利用形態及びニーズに合わせた運営とするため、施設使用料については、これまで水分含有量で区分していた家畜ふん処理料を一本化し、併せて単価を見直したほか、家畜ふん収集運搬料の項目を設けたこと、並びに事業時間及び休業日について見直しを行うものであります。説明は以上です。

(質 疑)

姫路 敏 おはようございます。御苦労さまです。ちょっと1点、1点聞きたいのですが、第4条のいわゆる朝8時から午後5時までということに変更すると。8時半から5時半までのを8時から5時に変更するというのは、早くなるのだけれども、30分、かえって8時半から5時半のほうがいいような気もせんでもないですけれども、何でそれ早くなったのですか。

農林水産課長 こちらにつきましては、対象と、利用者となる畜産農家の動きが朝早いからというふうなところもありますので、そちらのほうに合わせるような形で時間のほうを30分早く、始業時間を早めるというふうな形をさせていただきました。

姫路 敏 かえって朝の7時から夕方4時というふうにしたら、現実的ではないですか、もしかすると。

農林水産課長 ある程度畜産農家さんの作業の中からはしますと、今回畜舎内の清掃をした中で堆肥を集めて、コンテナに入れたものを回収するという形になりますので、あまり朝早くても、畜産農家さんのほうが堆肥の処理、畜ふんの処理が済んでいない中で回収するというふうな形になろうかと思しますので、8時が適当ではないかということ、今回8時に時間設定させていただきました。

姫路 敏 それと、第4条の2番目で、お休みは1月1日だけなのだよと。今までは祝祭日とか、12月29日から1月の3日まで通常お休みというときに休んでいるのが、こうな

ってくると、職員の受け入れる側もそれ以外は休みにならないわけだ、まず。こんなのでいいのだろうか。

農林水産課長 そちらにつきましては、やはり労働基準監督、労基法というところありますので、職員の体制を見直しながら、順次交代をしながら休日を取っていくというような形で対応いたしますので、まず1週間、40時間以内というところに含めましては、しっかりと守っていくような形では運営体制考えております。

姫路 敏 今最近では働き方改革というのがある。はっきり言って、私ら若いときなんか土曜日なんか全然休みではなかったけれども、土曜日休みだということに伴って、それに合わせてスケジュールを組んで動いているわけだ。全てがそういう世界で動いているのだけれども、やっぱり休みは休みでちゃんとしておいたほうがいいのかなと思うのです。暦の赤い日、国民の祝日の日、日曜日、土日は、これ休むのだよと。それでもって、年末年始でも29日から3日は、そこは堆肥センターは休むのだよということになっていることが利用者にとって非常に不快な問題であって、いわゆる何かを妨げるような問題になっているのであれば、それは年間通じて休みは1月1日だけにするというのがどうも解せないのだけれども、どうなのだろうね、それ。それで、そういうふうにならざる働き方改革の中で世の中でそういうふうになっている傾向から反対な路線にいくのではないかなと思うのですけれども、施設そのものもそうではないと機械作動の件とか、そういうことで困るということなのであれば、またこれ致し方ないのかもしれないですけれども、どうなのだろうなと思うけれども、どうですか。

農林水産課長 この施設の利用される畜産農家さんにつきましては、生き物を飼育しているというところで、排せつ物、処理の対象となる畜ふんについては毎日排せつされるものでございます。今まではある程度休日等々設けていた中で、それなりに休みのときについては、畜産農家さんのほうでいろいろ対応していただいていたというところはございます。なので、コンテナに入り切らないものについては、仮置きというような形で外に出したりというふうなところの中での作業だったりとかというふうな形で対応していただいているところはあるのですけれども、働き方改革という点も1点あるかと思いますが、もう一点、周囲の環境という部分からしますと、やはり畜ふんが外気に触れるということになりますと臭気的な問題、周りの環境、住民の方への衛生的な部分も含めて影響を及ぼすリスクもございますので、そういった部分を含めて、できるだけそういうリスクを回避するためには、小まめに畜ふんについては回収して、処理を行わなければいけないだろうということの中でこういうふうな勤務形態というか、時間の休日の設定をさせていただいたところでございます。

姫路 敏 ありがとうございます。よく分かりました。ただ、処理施設のほうも今後やっぱりあそこの小川の、小川だったっけな、あそこのところの養豚場のところも、今ベルトコンベヤー式で全部ふんとかをためて、しっかりと蓋してということで相当気遣ってやっているところも出てきているわけですから、そういうところも含めて、処理場側にも少し、もしそういうことになったとしても、きちっとできる体制が整えば、お互いに休むべきときは休むということになろうとは思いますが、そういうところはしっかりと押さえていってもらいたいなと思います。言え、処理場はいつでも動いているのだというような考え方も、やっぱりそれで経費随分削減できますから、人件費も含めて受入れ側のほうも、だからそこら辺も考えていただきたいなと思います。それと、8条のところなのですが、これ今までは水分の含有量とかとい

う目安をもってお値段も違ってきていますけれども、今回それが撤廃されているわけだ。これ何か理由があるのですか。

農林水産課長 この料金につきましては、1点、今までは指定管理者ということで、指定管理者がまず管理する場合は指定管理者が料金を設定することができるということで条例のほうに定められております。その中で料金設定をして、今まで令和5年までしていただいた指定管理者の中で設定をしてきたといった中で、その中で水分量で分けてありますが、実際に水分量を量るというすべが正直持ち合わせていないといったところもございましたところもあって、水分量という区分けそのものが正直意味をまず持っていないという点がありましたので、今まで指定管理者が直営になったときには、長い間指定管理者の料金体系できていた関係もありましたので、指定管理者の時代の料金体系をそのまま引き継いできたといった流れにございます。今回就業時間ですとか、そういった部分を見直すに当たって、料金体系についても改めて現実、実態に即した形に合わせさせていただいたというところになります。

姫路 敏 今のは面白い答弁で、水分の含有量を量るすべがないのに、今まで、では、触って、おまえのところは85%ぐらい水分あるなど、いやいやこっちが触ったら、いや、40%だから1トン当たりおまえのところは600円で、触ったらぬれぬれしている、おまえのところは2,000円だねってやっていたのですか。

農林水産課長 先ほど申しましたように、指定管理者のほうで料金を決定できるといった中で、指定管理者の中ではこういった区分を設けなくて、一律1回、1トン当たり幾らという料金設定で、水分量を量るというふうな作業を省いた中で処理をしていたというところになります。

姫路 敏 ということは、最初からあったこの値段の設定そのものというのは、もう最初から用をなしていないと。したがって、もう随分前にこれは撤廃して、料金の改正しなければならなかったものだったのだなというふうに見受けられますけれども、どうですか。

農林水産課長 先ほどから申しているように、条例の中で指定管理者制度を当初運営し始めたときから指定管理者制度を利用した運営をさせていただいていたといったところで、その中で指定管理者がもう既になった時点で料金のほうを決定していたというところがございますので、この条例に沿った形でのものの運用というのが正直今までなされていなかったといった点がございましたので、今言ったような見直しという部分は本来もっと早くあるべきだったところだったのかもしれませんが、そこは今直営になって改めてというようなところで、今後新たな指定管理者を探していくというふうな形の中で今回見直しをさせていただいたといったところになります。

姫路 敏 いや、私の言うのは何を言っているかということ、料金の設定そのものを条例に従わずにやってきたということを言いたい。分かる。条例に従った料金の取り方をしていなかったのだよって、今までは。これ一見簡単のように見過ぎすかもしれないけれども、条例に従った料金の徴収の仕方をするとするならば、水分含有量85%以上のを持ってきた方々には、それを量って1トン当たり2,000円を頂くというのが本来のやり方だったわけ。それをしていなかった。していない、40%以上85%未満の水分含有量の方々からは1トン当たり1,000円ずつ頂く、40%未満の方々は1トン当たり600円頂くということが条例で定められているのにもかかわらず、それを無視して、逆に今新たに制定しようとするやり方を、現状をやってきたのだということが、これは大変なことなのです。副市長、どうします。これこそ謝らねばないことで

す。いわゆる規定どおりの料金の徴収をしていないで今までできていたということを裏返して言っていることなの、今言っている説明は。

副市長 今農林水産課長答弁したことが事実だとすると、委員おっしゃることもっとものことだと思います。条例の規定どおりにやってきていなかったと言われても、それはもう仕方のないことかなというふうに思います。含水率を量るすべがなかったということで、当時からどんなふうにしてやってきたかというふうなもの、こちらのほうできちっと確認をしなければならないかなとは思いますが、今のやり取りを聞いた中で、私もそのように感じたところでございます。

姫路 敏 この料金体制にかかわらず、ほかのものも多々料金設定されているものが現実に沿っているのかどうかというのを確かめて、もし沿っていないやり方が効率的にいいのだと、いや、払うほうもいいし、取るほうもいいのだというようなものがこの中に、これ以外の中の条例の料金設定の中にあるとするならば、それは改めて我々に謝罪した上でしっかりと料金体制を取るということを、条例に沿った料金体制を取るということにやっぱりやってもらいたい。これはもう当たり前の話だ。何のための条例制定なのだから、改正なのだから分からなくなる。政策監、どうですか。

政策監 条例、やはり一番重い規範でございますので、しっかりと守られるべきものであるという認識でおります。委員おっしゃるとおりだと思っております。

農林水産課長 今のやり取りの中で、説明を改めてさせていただきますが、指定管理者のときにつきましては、先ほど条例の中でということで、条例の第14条の中で、指定管理者による管理の場合は7条から第9条までの規定は適用しないということで、こちらのほうで利用料金等のものが7条から9条のところにございます。令和6年の1月から直営になった際のときなのですけれども、今までの料金体系も含めた形での承継ということで、第8条の中で使用料の減免ということで、市長は必要があると認めるときは、使用料を減免し、または免除することができるといった規定がございます。こちらを準用させていただいた中で、今までの指定管理者が取っていた料金体系をそのまま踏襲させていただいたといった流れがございます。委員おっしゃるように、条例の中で今言った水分区分等々のものはありましたが、一定の混乱を来さないようにということで、そちらの第8条の使用料の減免という規定を準用させていただいた形での運用をこれまでさせていただいたところでございます。その辺も御理解いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

姫路 敏 いや、それは現実に合ったやり方のあれだかもしれないですけども、条例の全ては、市長が認めるときとか、全部ついているのです、それは。そういうのであれば、それが現実に沿っていないのであれば、今までこういうやり方してきたことにやると条例に即していないやり方になるので、こういうふうに変えますというのをもっと早くやるべきだったのでしょうかということを私は言いたいわけ。そのところをしっかりと、捉え方の問題、ややもすると言い訳にしか聞こえてこないもので、そういうことでしっかりと管理した上でやってもらいたいなと、これはこれで私は賛同しますけれども。

農林水産課長 委員のおっしゃることはごもっともだと思いますので、今後は十分気をつけた中で運用させて、取り組みさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第47号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第48号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 説明いたします。議第48号は、村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。改正内容につきましては、新潟県漁港管理条例の改正により、令和8年4月1日から漁港の利用料、占有料及び土砂採取料が改正されることに伴い、当条例の別表第1の1、2及び別表2の1の表中の金額を県の算定単価に準拠して改正しようとするものであります。説明は以上です。

(質 疑)

姫路 敏 これ条例の改正の内容は、県に沿ってやったということによろしいですか。

農林水産課長 そのとおりです。

姫路 敏 これ見ると10トン以上で切られている、これが今後条例変更になると、いわゆる100トン以上まで、ある程度細かくなっていくということになれば、これに対してやっぱり料金等は、徴収等は増えますか。

農林水産課長 今回の条例改正に伴いまして影響する部分といたしましては、ここに別表1の1の漁船の利用料につきましては、当市内におきましては、徴収する対象、物はございませんので、こちらの料金改定に伴う影響はございません。今回改定するに当たって影響があるのが、別表1の2の占有料になります。こちらにつきましては、若干県の細かく分かれるというのと、当初1か月で見ていたものを年単位でというふうな形で設定と、あと単価については県の単価に準拠した形で改正をさせていただいた関係で、若干料金的には下がるような形になっております。ですので、今回改正に伴いますものとしましては、増収というよりは、どちらかというと若干下がるような形の料金改定というふうな形になっております。

姫路 敏 これ例えば市で独自に決めたりというのは可能なのですか。

農林水産課長 これまでの料金体系を見ますと、市で決めていたと。ある程度県のものは参考にしていただいているとは思いますが、区分だったりとか、県では1年単位のものを1か月単位でというふうな形での設定をさせていただいていたところを考えると、市で独自に設定は可能だと思います。ただ、やはり根拠的なもの、では何でこの金額だということについては、市単独、独自では細かいところまで利用者、受益者に御説明するに当たって、なかなかそこら辺難しい部分もありますので、ある程度県のところに準拠した形のほうが説明もしやすいのかなということと、他市をお聞きしたところ、やはり皆さん、県の料金体系に準拠した形での設定をしているというお話でしたので、当市においてもそのような形に今回改正させていただきました。

姫路 敏 分かりました。県の料金体制にいわゆる一緒に、市もそれに便乗というか、そうい

う形にすると。それにしても、県がなぜこういうふうな単価にしたのかぐらいは、説明するときに、いや、県がしたのだから、しょうがないさのなんていう説明では、えってなるのではないですか。県は、これで、これで、こういうためにこの単価をこういうふうに変えるということの指示もあったし、市もそれに沿ってやりましたよという、そのこれこれこういうわけこうしましたという部分が大事なところなので、そこはやっぱり一つ一つ確認しておいたほうがいいと思います。

農林水産課長 県からは、改正に当たっては通知が来ますので、そこをよく読み込むのと併せて、不明なところについては、委員おっしゃるような確認作業をさせていただいた上で、受益者のほうにはしっかりと説明をしていけるようにしていきます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第48号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 3 議第51号 村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（観光課長 山田昌実君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 それでは、議第51号につきまして、観光課所管ですので、御説明を申し上げます。議第51号は、村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」条例を廃止する条例制定についてであります。村上市山北ゆり花温泉・交流の館「八幡」につきましては、施設の老朽化などを踏まえ、公共施設マネジメントプログラムに基づき、今後の運営について検討した結果、令和7年度をもって施設を廃止することとし、このたび地元集落や関係団体から御理解をいただいたことから、条例を廃止するものであります。説明は以上であります。

(質 疑)

姫路 敏 今の説明の中に、地元の方々のいわゆる賛同というか、御理解を得られたのという部分なのですが、どういう根拠でそういう回答が出てきたのかを知りたいのですけれども。

山北支所産業建設課長 委員の御質問にお答えさせていただきますと、昨年の5月8日の区長会、いわゆるマネジメントプログラムで取りまとめた結果を公に御報告したよという形で、その際にやはり初めて耳にする、マネジメントプログラムについては7月に公表したわけですが、初めて耳にする方も、区長さんも大勢いらっしゃって、相当に反発は確かにあった中で、時が過ぎて9月に区長会の研修会があって、その際にやはり八幡の施設の代替をということで御要望を市のほうに出しましょうねというふうな採決が行われて、その後要望書を出すような状況に陥りました。それを受けて、我々も丁寧には説明してきた、するつもりであったのですけれども、やはり説明不足という点もありましたので、その後関係団体の役員の皆さん、関係者集

まって複数回今後の市の八幡の施設の代替の方向性について説明会を重ねてきました。それでも、やはりいわゆる体験交流の部分につきましては、従来行っていた波物語り受入者協議会が事業を継続するよというふうなめどはついていたのですけれども、いわゆる宿泊の部分についてどうするのだろうねというふうな御質問、御意見が出た中で、その時点での市の方向性にしてみれば、いわゆる民宿の空き状況を勘案して、個人の利用につきましては、民宿さんのほうでなるだけ受け入れてもらえるように協力を要請したいのだというふうな意向だったのですけれども、では団体みたいなものはどうなのだろうねというふうなところで、圧倒的に民宿につきましては大勢の人数は受け入れられないよというふうな御意見もいろいろ伺いましたので、その後また再度関係者と、地域の関係団体と打合せを重ねる中で、新たな市の方向性として、今現在近隣にあります福祉センターゆり花会館があるわけですが、その和室を利用して、団体者の受入れにつきましては図っていいこうということで、当初予算のほうにゆり花会館の改良工事費の予算を上程させていただいて、昨日市民厚生のほうで御審議いただいたというふうに復命を受けているのですけれども、そういったようなところで、従来の個人の受入れは民宿、はたまた瀬波温泉の旅館業組合さんとの協力、市内の宿泊施設の利用の拡大ということを市のほうも全面的に推進する中で、団体の利用について、ゆり花会館の改修を経て受入れをしたいのだというふうなところで説明を、また地域の役員、地域団体の皆さんのほうに説明してきたところです。そういった説明を複数回繰り返していくうちに、そういったことであればやむを得ないだろうと。できるだけ早い段階でゆり花会館の改修施設、改修後の施設の供用を図る上で取り組んでいただきたいというふうな御意見に変更したというふうなところを鑑みて、ある程度地域のほうからは一定の理解を得たというふうなことで、今回条例廃止の上程をさせていただいたところです。

姫路 敏

分かりました。今の答弁で、全体的なこともお話ししているので、私の趣旨たるところを答えてもらっていないなというのがございますので、ちょっと細かく聞いていきますが、申し訳ないのですが。私今質問した内容は、最初産業課長さんが言ったのは、地域の理解が得られたのだということを言われました。その地域の理解を得たという根拠は何なのだとということで私が質問いたしました。そうしたら、今の答弁が出てきましたが、地域の理解が得られるという根拠というのは、民主主義の世の中であれば、大多数の人がいわゆる産業課長が言われた方向性の中に賛成したという根拠があって、地域の理解が得られたという根拠が取られるわけですが、地域の中にも有力者いらっしゃるんですよ。区長会の会長だったり、まとめ役だったりって。その方々が四、五人で、ではしようがないななんていうようなことというのは、これは地域の理解を得られたのでないで、一部の理解を得られたとしか言いようがないのですが、地域の理解を得られた手法というのは何か取られましたかということ。要するに各集落の総会か何か、あるいは集まりか何かで説明をしに行って、そしてそこで質疑をしたり、そういう足を運んでやった結果こうだったというものはありますかということを言いたいのです、具体的には。

山北支所産業建設課長 委員御指摘の、例えば集落座談会による個々の説明ですとか、そういったような手法は取らないで、ある程度区長会、まちづくり協議会、その他振興団体の役員さんの集まりによって、八幡をある程度多く利用している関係団体の皆さんの御意見を基にということで地域の同意というふうな表現をさせていただきましたので、委員御指摘のとおり、集落個々に対する、住民一人一人に対する意見の聴取と

というようなことは行っておりません。

姫路 敏 行わなかったということで、取りあえず区長さん方々で話し合って、いろいろ行政側とも話しして進めていったということなのでしょうけれども、それにもう一つ、その中で、最後のあたりに私らに説明していたのはどういうことかということ、ゆり花会館が代替の施設として存続させたい、そちらに持っていきたいということもあったし、それならば致し方ないから、いわゆる了解したという説明も今ほどなされましたけれども、ゆり花会館に代替させるという方向性についてみれば、ある程度、山北地域の方々になるのでしょうか、了解しているという考え方でよろしいですか。

山北支所産業建設課長 利用する、いわゆる団体利用というふうなところをなさっているスポーツ協会でありますとか、体験者受入れ、あとは緑の少年団とか学校関係者、夏場の臨海合宿みたいな方、またそれらの団体利用といいましょうか、みたいなものを検討する、予定している皆さんについては了解を得ていただいているということで認識しております。

姫路 敏 となると、そのゆり花会館に代替の施設を設けるからねって言った、その代替施設を設けてスタートするのはいつですか。

山北支所産業建設課長 無事予算が成立した後にですけれども、4月になりまして、最初設計委託の業務を発注して、それでおおむね発注、契約、履行まで2か月ぐらい。工事自体は入札完了まで、実工事日数だとおおむね3か月ぐらいかかるので、大体完了まで、引渡しまで9月いっぱいぐらいかかるもくろみです。その間に介護高齢課と併せて、いわゆる宿泊料金の設定でありますとか、もともと持っている福祉センターという性格もございますので、その福祉センターとのすみ分けみたいなものを今現在の指定管理者さん、社会福祉協議会さんも含めて協議した上で、現在の指定管理に影響を及ぼさないような調整をした後に条例改正を一部行う段取りで、一応9月いっぱいまでにそれらのところをしておかなければ、条例改正だけはもしかしたら調整がつけば6月の定例会のほうに上程できるような可能性もありますけれども、一番遅くても9月末までは準備して、10月頭からは運営できればいいなということでのもくろみはっております。

姫路 敏 ということになると、そのゆり花会館でスタートさせるのがどう見積もって早くて10月からということではないですか。恐らくそんな何だかんだしていれば、10月、11月ぐらいになるのかなとは思いますが、例えば12月に新たな条例等が出てき始めて、臨時会あるいは12月の定例会ということになれば来年からかなというのがいいところかななんてふと思ったりもします。私は、何を言いたいのかということ、八幡そのものというのは大変古くて、確かに強度的にも、もうこれ以上もたないような雰囲気のところはございます、これは確かに。ただ、言えるのは、利用している方々というのがちょっと入館者数だけで見ても、昨年の4月で250人、5月で248人、6月で306人、7月で436人、8月で739人、9月で268人、10月で211人、11月で263人、12月で197人と結構ございます、利用者。こうやって考えてみれば、昨年の例にとっていえば、やっぱり300人ぐらいの平均出てくるわけです、利用者というのは。聞くとところによると、いろいろ野球の合宿とか、あるいは今あそこの日沿道の工事関係者も多々いらっしゃるみたいですけれども、そういった方々のニーズを捉えて今現状動かしているわけではないですか。ということを考えると、3月の31日にこの条例を廃止してしまっ、そして行き先がない、10月までのいわゆる半年以

上の間空白にしておいて、そして今度できましたからといって、そこが理にかなったような宿泊場所になってもらえるのかどうかは分かりません、これからなのだろうけれども。ということになれば、その間を休むとやっぱり離れていく人も出てくるのだろうと思う、実際恐らく合宿のお申込みなんか、もうどんどん入ってきて、それを断っているような状況もあるとは聞いていますので、私はゆり花会館がスタートして、ゆり花会館の八幡に次ぐ条例が出来上がりますよ、その条例ができたところで、今までやっていた八幡の条例を廃止しますよというのが一番私は格好のやり方としてはいいやり方だと思いますが、そんなことは議論なされませんでしたか。

山北支所産業建設課長 議論するかしないかという以前に、やはり区長会さんのほうからも、委員おっしゃるような御要望というようなものは口頭で打診はありました。その中で、やはり施設の老朽化と、あと運営する母体、なかなか直営というふうなところもマンパワーといいましょうか、業務が整理がつかないということで、ちょっと全体的な議論としてみれば、したか、しないかというようなことによれば、そこまでの、念頭にはあったけれども、ちょっと難しいねというふうな結論先にありきというような形にはなってしまったのですけれども、一応全体的な議論としてみれば、やっぱり3月31日をもって閉館しようというふうなところでの結論づけを基に進めてまいりました。

姫路 敏 それは、今説明聞いても、その議論はあったかもしれないけれども、3月31日でやめるという方向性の中であるから、それをまず第一番に考えながら物事を話ししていたというしか聞こえないのですけれども、いいのですか、それで。

山北支所産業建設課長 言葉の言い方はちょっと適切ではなかったかもしれませんが、やはり行政のいわゆる方向性を示す責任的といいましょうか、方向性を確実に示すというスタンスで、3月31日をもって一旦区切りをつけようというふうな方向性で業務は進めてまいりました。

姫路 敏 確かにいろいろな耐震性だのなんなのと言われれば、今まで引きずってきた、引っ張ってきたところだっていろいろ考えようはありますけれども、ここで半年、1年延びたところで、それがどうなのという、非常に私は疑問に感じるところがあるのです。できれば、3月31日で指定管理者も、そこで期間内で任期終わってしまうのだろうし、そういうのであれば、任期終わる、その指定管理者に続けて半年間ぐらいできないかという、いわゆる相談をしてみて、いいようであれば、そういうふうなことで延期するとか、あるいはそれがなかなか難しいようであれば、本当にゆり花会館にバトンタッチされるまでの間、八幡を直営でやるとか、直営でやるからイコール、マンパワーというよりも、今業務提携しているところの指定管理者業務をやられている方々と打ち合わせれば、その方々に協力してもらおうということを前提に考えれば、私はここで一旦離さずに、そのまま合宿等のニーズ、いわゆるあその日沿道関係という作業者のニーズ、その辺のところをしっかりと押さえていく行為が行政として私はあつてしかるべき話なのだろうと思うのです。委員長、ちょっといいですか。私ばかりしゃべって、こんな状態で大変申し訳ないのだけれども、協議会か何かに切り替えてもらえればありがたいのですけれども、いいでしょうか。委員の皆さん、御意見ございませんか。委員の皆さん、よろしいですか、協議会に切り替えて。

姫路 敏 その辺のところは、もう委員長の采配でやってもらえば、一つ一つのことをあれして。よろしいですか、しゃべって。協議会に切り替えますか。

委員長（河村幸雄君）暫時休憩を宣する。

（午前１０時４９分）

委員長（河村幸雄君）再開を宣する。

（午前１０時５８分）

佐藤 憲昭 なかなか言いづらいことを聞いているかと思うので、申し訳ないですけども、では物理的な要因で３月３１日でやめるということではなくて、指定管理期間のたまたま終了が３月３１日なので、直営にはできないので、休館するという事でよろしいですね。

山北支所産業建設課長 指定管理業務の終了と併せてマネジメントプログラムの方向性に沿った形で３月３１日ということで、施設があともう４月１日になれば、どこかが崩れるとか、どこかの電気が通らないとかということではないので、物理的な理由でということではございません。

政 策 監 補足でございますけれども、今村上市のマネジメントプログラムの中で方針決定させていただいたところなのですが、この中で耐震工事が必要になるくらい耐震に問題があるというところが庁内でも非常に議論になりまして、この耐震をしないまま放置しておく、これまでも同様の議論にはなるのですが、やっぱり宿泊者の方には何かあったときに行政として責任が取れないという議論がありました。ですので、これまで延び延びになってきているというところもありまして、このタイミングで結論を出さなければ、やはりまた延びてしまうと。そうすると、もし万が一何かあったときには行政側に非常に責任が問われてきてしまう、そういった議論の中で、やはりこの３月３１日という結論が出てきたというところを御理解いただければと思います。

姫路 敏 耐震性に問題があるというのは、建築基準の何かに障っているとかそういう、こうなのだよというものがありますか。

山北支所産業建設課長 耐震安全性の問題につきましては、平成２５年に法改正がありまして、耐震診断の義務化になったわけですが、この八幡につきましては、面積的要件、施設の宿泊施設としての種類によって、耐震診断の義務化には該当しておりません。ただ、同年次に建築しました旧さんぽく北小学校、学校施設ですので、おのずと耐震診断をしなければいけないよということになって耐震診断した結果、やはり耐震性に問題があるよということで耐震工事をしたというような実例がございます。そういうことを考えると、同年次に建設した同じ学校施設ということを考えれば、やはり今現在の八幡の施設も旧南中学校の校舎でありますので、耐震性は取れていないのだろうというふうな推測的な予想はございます。

姫路 敏 推測で物を言っては駄目なのだ、こういうものというのは。ちゃんと耐震性に問題あり、これがこうだ、ああだと。したがって、こういうふうなものがあるというものがちゃんと裏づけられて、だから閉鎖します。いわゆる平成２５年のときに耐震のといって、小学校のほうはやったけれども、小学校はあれはもう耐震をちゃんと補強しなさいという法律上決まった中で、法的な根拠の中でものをしている。八幡は、そこまでのことが必要がなかった施設だったのです、当時。でも、相当いわゆる古いというのは分かっております。でも、ただ言えることは、ここでそのことを理由

に挙げて、3年するとか、4年するとかって、これはちょっと間違っている考え方だかもしれませんが、いわゆる半年とか、年内とかという部分で延びたところで、それが理由づけになるのか。根拠もないのに、雰囲気だけ、さわりだけで、古いものだからのうみたいなだけで。そんな、今までずっとしてきたわけだ、はっきり言って。だから、私は何を言いたいかというと、しっかりと3月31日に廃止の条例を今の定例会に出してくること自体もどこおかしいでしょう。少なくとも12月の定例会、あるいは9月の定例会。1年前とは言いません、何かの条例みたいに、1年前に、再来年の4月に廃止しますなんていうのは、そんなのはあれですけども、少なくとも半年前ぐらいの定例会で今みたいな話をして、それでやるということであれば、もっと違う手段が取れていたのではないかと私は思います。いきなりの条例廃止でしかないです、議会から見れば。それまで担当のほうと併せて地域の皆さんと話し合いを重ねながらと言いつつも、直前まで地域の皆さんから何か要望とか、請願とか、続けてほしいという、そういう要請文が出ようとしていたとも聞いています。だから、考えようによれば、みんなやっぱりにぎやかに、そして宿泊客もいて、にぎやかさを保っていきたい。だから、代替施設が欲しいという話まで出てくるわけではないですか。そうやって考えれば、私はここはちょっと今のこの議案についてみれば賛同しかねるなど、こういうふうにしかならない。何とか生かしていただいて、代替施設の条例が出たところでバトンタッチして閉鎖と、これがやっぱりあるべきベストな姿なのではないかなと、こういうふうに思います。どうしても3月31日に通そうと思う質問をしたり、答弁をしたり、姫路にしらべて言われれば、できますよ、私、何とでも。でも、どう考えても、常識からいってレインの中にあるとするならば、これはもう地域住民の声を生かしていくようなやり方がいいと思うのです。産業課長、何でゆり花会館に宿泊施設が必要なのですか。ちょっとそれ聞いてみたい。

山北支所産業建設課長 まず第一に、新たに市では、新たな建物は建てないよということを、ゆり花会館自体の業務として宿泊施設が必要ということではなくて、いわゆる八幡の代替施設として宿泊部分を施設の、実際ゆり花会館自体も日中の稼働率にしてみれば月の半分ぐらいで稼働している稼働率の問題であるとか、有効活用というようなことを観点に、いわゆる交流の館「八幡」の宿泊機能の代替ということで施設の有効活用も兼ねてゆり花会館に設定したというようなことであります。

姫路 敏 ということは、代替施設が必要なのではないですか。第二の八幡が欲しいわけだ、みんな。巨人軍の監督が3月31日をもって監督を辞任なさった。監督のいないままに10月まで来て、10月から新しい監督にバトンタッチするような野球の監督もいないではないですか。やっぱりちゃんと受皿ができて、そこで初めて今までやってきた人と握って、そして、はい、やりましょうということでやる、そして廃止する。私は、これが本当の純たる手順だと思います。どうなのでしょう。

河村委員長 答弁誰かありますか。観光課長、何か答弁していただきたいのですが。
観光 課長 今ほど委員がおっしゃった話はよく分かります。今まで市のほうで準備、それから議論を深めてきた件につきましては、やはり1つは施設、繰り返しになりますけれども、施設の老朽化の問題が1つ。それから、指定管理者の限定指定という期限の問題が1つあります。地元とこれまでもお話し合いをしてきて、地元のほうでは代替施設が欲しいということでありましたので、これにつきましても、市のほうで新しい施設は建てないという方針はしたわけでありまして、ゆり花を改修す

るということにつきましても、今年度中にかなり議論をさせていただきまして、当初予算のほうに提案させていただいたということでありますので、おっしゃるように若干空白の時間ができるということでは、これは本当に一部御迷惑をおかけするところは出てくると思うのですが、しっかりしたものをまた造りまして、そのフォローも支所のほうでも今ほど考えているということでもありますので、そういったところをケアしながら、再開に向けて動いていきたいというふうに行政のほうでは、課のほうでは考えているところであります。

姫路 敏 3月31日に条例を廃止すると同時に、指定管理が3月31日に終わるではないですか。私の言いたいのは、もし指定管理のほうのそういう高齢化だったしみたいな話も、もしかして選定委員会のときにあったとは言っていましたけれども、直営でやる方法も一つなのです。全てが指定管理ではなくてもいいのです、わざわざ。どういうことかという、あそこの夕日会館もいろいろあって、指定管理から外されたこともあるのです、はっきり言って。その間次の指定管理見つかるまで、あそこ直営でやっていたでしょう。同じなのです、はっきり言って。できないことないのです。直営でやるというふうになったら、ちょっとやりたい人を集めて、業務委託するとかでもいいではないですか、その部分に。だから、やり方はいろいろ様々あります。ただ、言えるのは、1年も2年もそれやれというわけではないです。その間引き継いでやって、そしてうまくバトンタッチやれる方法が必要なのだろうと、それを私は山北の住民は望んでいるのだろうというのがひしひし感じます。だから、何度もこうやって言っていますけれども、その辺副市長、どうですか。私今こういうやり取りしていますけれども、どうしてもそのあれを通さなければならないというスタイルからいえば、そんなことを言われてもねの話になるけれども、そうではなくて、言っている意味が分かれば、伝われば、一旦下ろしていただいて、そして体制を取って、また今言うような形でもいいのです、やり方として、行政の手法としてそのほうがいいとは思いますが、反対していくよりは。なくなれば一番いいのです、私は。どうですか。

副市長 委員おっしゃること重々分かるのですけれども、何度も繰り返しになりますけれども、やはりこのタイミングでこの廃止条例を提案した理由としては、市長が初日に提案理由を述べたとおりでございます。やはり施設の老朽化、これをまず一番に考えたことでございます。委員おっしゃることも分かるのですけれども、今まで延ばしてきたではないかということで、それをもう数か月延ばしていいではないかということも分からないではないのですけれども、その間やはり、たまたま今日3.11の日であります、大地震が起きたらどうするのだろうと、その責任は市にあります。こういったものをやはり一番に考えなければならない。先ほど小学校と旅館の、いわゆる宿泊施設とは違うというふうな御意見もいただいたわけでございますけれども、やはり成り立ちは同じ小学校として建築したものでございます。そういった意味で、小学校のままあり続ければ耐震をしなければならない、そうではないから耐震しなくてもいい、そういった議論にはならないのではないかなという部分も市としては考え、今年度末で廃止を、いわゆる指定期間も終了しますし、そこは一旦区切りをつけたいという意味で廃止条例を提案したものでございますので、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。

姫路 敏 全く理解できないです、それ。老朽化している施設なんて、いっぱいありますよ、耐震もしないままに。私の言いたいのは、小学校であれば耐震しなければならない、

ああいう施設であれば耐震しなくてもいいとかという話を聞いているのではないのです、さっきから。八幡が耐震をしなければ、法律上に触れているという事実があるのか根拠を示してくれという、そこでもって小学校の話されても困る。八幡が耐震をしなければ、営業ができませんという3月31日までの期限なのですよという法律、根拠があるのですか。

副市長
姫路 敏

それは、先ほど山北産業課長が答弁したとおりです。

それは、ないではないですか。ないということは、何ら問題がないということですよ。ただ老朽化している施設だということだけが残るだけで。3月31日までにあそこを閉鎖しなければ、条例を廃止して、指定管理をやめなければ、法律第何条何条の何々の、何々の、何々の、耐震の何々に抵触するということがあるのであれば、こんなの議論の余地ないでしょう。そうしなければならない。そうではないということがさっき産業課長から聞いているわけだから、その根拠をもって閉鎖なのです。その根拠がない限り、気持ちだけで閉鎖している。そういうのであれば、1年も、2年もやってくれではなくて、ある程度申し継ぎができたところで閉鎖すればいいではないですかというのが順当な意見ではないですか。その根拠を示したのであれば、私は分からぬでもない、それが物理的な理由です。物理的な理由ってそうではないですか。そこで止められる。そうしなければならない理由があるのであれば。でも、精神的に、これだ、あれだというのは、これはちょっと行政のサービス面では私は延ばすべきだと思う。延ばすというか、代替施設あるまでにやるべきだろうと。それと、もう一つ、マネジメントプログラムの中には、ゆり花会館の増設あるいは宿泊施設を造ることは出ているのですか。

政策監

代替施設について、最新のマネジメントプログラムの公表されているものの中には言及されていません。

姫路 敏

結局ゆり花会館の増設というか、その代替施設についてみれば、マネジメントプログラムにはないのです、最初から。でも、これを条例を、施設を閉鎖するに当たって、何とか生かしてくれという地元の住民の声が上がって、それで代替施設を考え出したのが今のゆり花会館の施設の中の改修ではないですか。よくよく考えてみれば、何を言いたいかというと、代替施設が欲しいという市民の声というのは、これはもう揺るがないのです。それを何の根拠もない、老朽化しているのだからというだけの話で閉じてしまうということ自体が私はおかしい考え方で、逆に言えば。それよりも、市民ニーズに応えるやり方のほうがいいのではないですかと。そして、何度も言います。条例は、新しい条例にバトンタッチして廃止と、これがあって私はしかるべき判断なのだろうと、こういうふうに思いますが、自由討議みたいな、質疑のようなになっていますけれども、一応私はそれを主張したいです。産業課長、施設、条例等要望で、延期させてくれとかなんとかという要望が上がろうとしていたというのは御存じですか、あなたは。

山北支所産業建設課長 承知しております。区長会さんの一部の方、あと関係団体の一部の方が勉強会ということでお集まりになっていて、区長会の名前で要望書を、できるまでの間ということで出す準備をなさっていたということは承知しております。その出す前の段階で、今先ほど委員おっしゃったとおりゆり花会館の改修の計画みたいなものを市のほうは、新年度の予算が成立すれば、4月以降こういうふうなことで進めていきますよというようなところを丁寧にといいましょうか、説明した中で、そういうのであれば、ある程度理解はできるので、要望書は取りあえず保留しておいて、

なるだけその代わりに早い段階、1か月でもいいから、早く供用開始してくれよというところでの地元の一旦の了解は得たというふうなことで認識しております。

姫路 敏 この廃止条例の出るタイミングが遅過ぎるのですよ、何はともあれ。9月にでも出てきていて、では代替施設どうするのだよと、いやいや、その当時は恐らくゆり花会館だなんてあんまり出ていなかったかもしれませんが、ではこういうふうにすると。そうすれば、それまでの間ちょっと、では10月に廃止しようよと、条例を例えば半年延ばして、その中で。それなら、タイミングよくできるのです、それが。そして、10月に廃止いたしますという、この条例は、ここに書いてある、令和8年4月1日から施行するではなくて、令和8年10月1日から施行するならば、満場一致で賛成ですよ、これ。だから、そういうようなことを何で考えられないのかなと思って。反対もしたくないのに、本当に反対しなければならないようになってしまう。これどう思いますか、政策監。言っている意味分かるでしょう。ごねているわけでも、何でもなし。何とかしてくれということで。

政 策 監 今委員のおっしゃることもよく分かります。ただ、私自身は、先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、マネジメントプログラムの中の記載では、耐震工事や経年劣化による多額の改修経費が見込まれる状況であることから、廃止の方針としたということで、今公表されている状況でございます。私の認識では耐震工事は、これは今後営業を続けるのであれば、もう必要なものであるから、こういう記載があるのだらうと思っておりましたので、このタイミングにせざるを得なかったという理解でおります。

河村委員長 ほかに。

姫路 敏 休憩の動議をしたいのですが、どうでしょうか。10分ぐらいの。

河村委員長 賛同していただけますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（河村幸雄君） 暫時休憩を宣する。

（午前11時21分）

委員長（河村幸雄君） 再開を宣する。

（午前11時30分）

姫路 敏 山北の課長さんにお聞きしたいのですけれども、この休み時間にいろいろ仕入れたというか、その情報が間違っているかどうかも含めてちょっとお聞きしたいのですが、山北の区長の会長の中継の菅原さんという区長さんが一生懸命で、区長会としていわゆる廃止代替施設が出るまでの間継続してくれないかということを要望しようとしたと。ところが、いわゆる山北の支所の課長からなのか、誰からなのか分からないのですけれども、いわゆる代替施設を造るから、大体夏前ぐらいまでにできるのだと。だから、この要望なんか出さなくてもいいのではないかというお話があったと。本当なのだか、うそなのか分かりませんよ。私聞いて、今、だからそれを確認しているのですけれども、そんな、だからこんな要望を出す必要もないし、下ろしてくれという事実があったというようなことを聞いたのですけれども、これは本当なのだろうか。

山北支所産業建設課長 冒頭第1回目の要望書が出たときに、我々が宿泊機能の部分での代替の御提案をしたのが、同じゆり花会館で集会室という場所があるのですけれども、全部で30畳ぐらいあるのですけれども、そこを代替施設として、旅館業法に基づいた認可を取って宿泊機能を、宿泊施設として運用しようよというふうなところで、大きな工事は必要ないということで、夏前にぐらいまでであればできそうだねということの、1回目の要望書が区長会から出たときに、そんなことで予定していますというふうなところはお伝えしました。それで、先ほど勉強会があったということで、その後また、中津原というところの集落の区長さんで菅原会長さんというお方なのですけれども、集まっていたいて、本来夏まで予定していたものだ、いわゆるもともと宿泊機能がないものに対して、新たに宿泊施設として運用しようとする、用途変更の建築確認申請が必要だよということで1級建築士の方から御指摘がありまして、いや、なかなかそうなるという天井を、今ことと同じように防火ボードにつり天井の天井なものですから、中が、今やろうとしているところが廊下を挟んで筒抜けになっていて、今現在の建築基準法ではちょっと宿泊施設の認可が取れないよということが判明しまして、割と大がかりな工事が必要だよというふうなところになりまして、2回目の要望書が出す準備といいたまいますか、協議をしていた中でもう一度面会しまして、夏まで、1回目説明したものとちょっと内容違えて、こういったことをやります、工事やるのはこのぐらいかかります。その際に、ちょっと一番繁忙期までには間に合わない、大体夏過ぎて9月の早くても中旬から下旬ぐらいまでの間でないと、その宿泊施設の代替の機能が運用できないよというふうなことはお伝えしました。冒頭、要望書の提出いかんにつきましては、うちの大滝支所長と同席して、お話は説明させていただきましたが、要望書を出す、出さないについては、もちろん各団体の自由意思でありますので、出すなど言ったことも一切ございませんし、ただその時点での説明では、こういうふうなことを市のほうでは進めたいと思うので、御理解、御協力をお願いしたいということで、要望書を出すなどというふうなことについては、一切申し上げたことはございません。

大滝副議長

その要望書の件について、ちょっと私も報告させていただきます。ある人から、山北のほうでそういう要望書があるので、ぜひ紹介議員になってくれないかということで、文書を私に持ってきました。そのときに区長会の名前で来ていたものですから、私が区長会の会長に直接聞いてみました。そうしたら、その区長会の会長が、いや、その会議には行って、そういう要望書を出そうというふうなことは話はなったけれども、それを区長会で出すというところまで私は知りませんでしたということでした。どこでそういうことになったのですかと言えば、いや、それちょっと私もまた分かりませんので、私一存ではそういう要望書も出せないし、これは役員会もいるので、役員会で相談させてから、また私に報告しますのでということで、報告そのときはそれで終わったのですが、二、三日たってから報告に電話が来ました。そうしたら、区長会でそういう文書があったということをおあなたから聞いたので、調べたら、そういうことを会で動いている人もいましたので、直ちに私は役員会を開きました。その役員会で、こういう要望書を山北のために出そうということで今動いているので、どうですかというので役員会をかけたら、役員会の中では、今、市では八幡の耐震もしていないし、もしかあったときには大変なことになるということで廃止になるので、それを延ばすなんていってまた我々がそんな要望して、もし何かあったときは責任があるので、それよりも、今ゆり花会館を改造し

て、何とかそこの代替地にしてくれると言っているのです、そっちの要望を早く進めるような要望を出すようにしましたよって俺に報告ありましたので、そういうふうなことであなた方は進めてくださいということで、私はその要望書の件については出さないことにしました。若干ですが、そんなことを報告させていただきました。それで、要望書は出そうとしていた、そのいろいろなことがあったのだろうとは思いますが、また1つ言えるのは、恐らく区長さん方々もいろんな考え方の人がいらっしゃると思いますので、そこに関わっている人になれば、何とか持続させていきたいという人もいれば、あんまりちょっと遠い人してみれば、そんな、まあね、行政でいいよという人もいれば、様々いると思うのですが、関わって長く、いわゆる継続してやっていきたいという方々に対してどういう説明があったかという、この2月に、八幡の代替の施設として、ゆり花会館を夏前ぐらいには、7月ぐらいには開設できるようなことで今動くからということを言われたということなのですから、それは事実なのですか。

姫路 敏

山北支所産業建設課長 ちょっと話が繰り返になるかもしれませんが、一旦その1回目の要望書が出たときには、割と簡易な改修だけで済むので、夏ぐらいまで、うまくいけばというのはあれですけども、可能性もあるよということではお話ししてきました。ただ、2月のときには、大規模な工事が必要だったということで、やはり秋口といいましょうか、繁忙期までには間に合わないよということで説明したと記憶しております。なので、もしかするとその辺の1回目の話と2回目の話が錯誤されている可能性もあるので、私のほうとしましては、2回目、2月に話した中では、やはり夏場の繁忙期までにはちょっと間に合わないで、ただできるだけ、2週間でも1週間でも早く運営できるようなところでは努力はさせていただきたいというふうなところでの話はさせていただいたつもりです。

姫路 敏

恐らく代替の施設が早いこと稼働して、空白の期間を少なくしようという思いの方が多々いらっしゃるだろうと思うのです。だから、結局そういうふうな話になって、それを、いやいや、夏前ぐらいまでに何とかあれだという話が出てくれば、3か月やそこらはしょうがないかという気持ちになって理解したという話も聞いたし、どれが本当の話なのだからちょっと分かりませんが、最初に戻りますが、どうあろうと耐震工事そのものというのは、法律上しなければいけないところのもので廃止するというわけではない。ただ、老朽化というのは、これは十分承知していますが、そうすれば、最初の話に戻りますが、やっぱりそこに関わっている人の多くは、一部は分かりませんが、多くはいわゆる空白のない中でバトンタッチしてやりたいという思いが相当あると思うのです。そうすれば、そういうふうな法律上何も違法していない、抵触していないことなのであれば、私は純然たるそのもので直営でもいいし、それでバトンタッチをして、新しい条例を制定されて、今の条例を廃止すると、私はこれが順当だろうと思います。これは、意見みたいになってしまいますが、何ば副市長とか政策監に聞いても、耐震、耐震、耐震、耐震なんて言って、それで話になってしまうので、もうこれ以上質疑したって先に進まないだろうし、私はそう感じるところでございます。以上です。

富樫 光七

さっきの政策監の話に、マネジメントプログラムの中には、八幡の館はもう老朽化、耐震ということで、廃止の方向でもうたってあったのだという話があったと思うのですが、そういうものであったとすれば、今ここできて最後になって、もうちょうど契約期間が3月31日で切れるからという話が突然出てきたわけではなく

て、前から分かっている話をこうやって引き継いで、今ここにきてこうやって、わあわあ、わあわあってお互いに言っているのですけれども、これをもしお互いの立場とか、もちろんプライドとか、いろいろお互いにあるからなかなか引けないのは分かるけれども、これをもし3月31日のやつを1年延ばすとか、10月の1日まで延長して、直営であろうと、委託であろうと営業するということをやったときに、何か特別問題があるとしたら、何が起きると考えられますか。

山北支所産業建設課長 御意見のお答えになっているかどうかというのはあるのですけれども、制度的な問題というよりも、やはり物理的、先ほど佐藤委員のほうの御質問に対しては、物理的な問題はないと私お答えしたのですけれども、確かに耐震の結果云々ということは未確定の要素があるので、それらも物理的な要素でないとしたら、かなり施設も老朽化しておりまして、相当に屋上のパラペットの部分が剥離して、常々落ちてきているとか、それでいてやったのでパラペットの下の歩行禁止みたいなどころで利用されている方に御案内している。仮に6か月、1年でも営業を続けようとなると、やはり安全対策としてみれば、追加の修繕費も必要になったりする。目に見えないところでは、みんな全て建物共済のほうで面倒見ているので、予算には上がってこないのですけれども、暴風時のパラペットの覆蓋の剥離ですとか、相当に修繕費の、目に見えない修繕費も含めてかかっている状態なので、それをいわゆる物理的にというふうなことを言うことが可能とすれば、そういうふうな経費のないいわゆる捻出が必要になってくるということで、マネジメントプログラムに基づいた一旦の区切りということでは言えようかと思います。あと、話しすると長くなりますけれども、いわゆる団体の受入れ、こうやってみると今これからゆり花会館で受け入れようとするキャパシティーなのですけれども、日本間が30畳、30畳のやつが廊下を挟んで2間ありますので、片方だと1間15人の受入れが可能なので、全部で最大マックス30人の団体が受け入れられるよというようなことになります。こうやって実績を見ますと、大体24人とか、特別大きい明訓高校さんとか50人という人数もあるので、なかなかそうなるということに1回なので、オーバースペックになったりするので、そういうような団体の受入れもいわゆる利用の実績を見てみれば、理にかなったようなキャパシティーかなというところで、先ほどの話の繰り返しになりますけれども、途切れがないように我々もスポーツ協会さん通じてダイレクトメールみたいなものをやりながら、一旦今年はちょっと御不便をおかけしますが、来年からぜひこういったようなことで、幸いにして流しといいたいでしょうか、キッチンもあるので、自炊をしていたことを前提であれば、ある程度連泊も可能だよということで、なかなか山北から足が遠のかないような努力は我々のほうで十二分にしていきたいと考えております。以上です。

富樫 光七 それに直接ではないのですけれども、ここでこうやって理事者側と、例えば議員で討論する、あるいは質疑するということは、その問題に対して、いい方向があれば変更する、あるいは疑問があるところを解決してから進むということが大前提だと思うのです。その原則から乗ってみれば、今の話はどう見ても、延長することにそんなに特別なリスクを負うということはないはずなので、やはりいい意見があれば、それはそうだったかと、確かに言うとおりの形の中で処理できるレベルの私話なのでないかなと思うけれども、何でもここで細かいところをつついて、上げたのだから、どうしてもこれ通さなければならぬのだという、そういうものの考え方をしているのかなというのはちょっと逆に不安混じりに感じるのですけれども、

そうでなければ二元代表制だっていってこんなところで話ししないで、報告だけでいいわけだが、議論している意味がなくなるではないですか。

姫路 敏

議論は、もうどンドンしていったほうがいいと思いますし、また今4番委員言うように議会側の話も合議体でやっているわけで、それを真摯に受け止めてもらえばありがたいなと思っています。マネジメントプログラムに閉鎖というのはある、この3月に閉鎖しようかという方向性で来ているのであれば、それこそもっと早く、閉鎖だけで終わる話ではないではないですか。では、次にどうするのだというのを、今ゆり花会館の話というのは最初からはなかったわけで、代替の施設として、それを閉鎖するためには必要なのだという話をはっきり言って少なくとも半年前、あるいは昨年の中頃に出ているぐらいになっていけば、お互いうまくいくと思うのです。ゆり花会館の改修が昨年の繁忙期の過ぎる、繁忙期というか、まず9月か10月ぐらいからやり始めて、4月1日からゆり花会館の受け入れる体制が出来上がります、それに伴って逆にゆり花会館の新しい条例をつくりますと併せて、この3月31日に八幡の条例を廃止しますと。これどう考えても、少なくとも半年遅いのよ、やっていることが。そして、住民が、そこに関わっている住民を含めて騒ぎ出したところでこういう話になっていっているわけですから、私はある意味ではこれは理事者側もある程度反省していただいて、そして住民のニーズに応えられるのはどうすればいいかを考えてもらいたい。私は、これ反対しますよ、これは絶対どう考えても。だから、そうやって考えて、何もかも理事者どおりに通していくのが、今4番委員の言った二元代表制でございますので、議論を尽くして、そして反省していただいて、分かったということで半年延ばして、そこでバトンタッチしてやるというのが本来の理事者側の私は役割だと思います。そういうふうに思っていますけれども、どうですか、副市長。

副市長

今まで本当にこの代替施設についてもうずっと議論はしてきました。今回の提案の時期が遅過ぎるのではないかという御指摘につきましては、その部分も理解できる部分はありますけれども、我々も本当に地元との議論はずっと尽くしてきてまいりました。ゆり花会館の改修についても、相当早い時期から必要なのだというふうな意識で議論はしてきたつもりで、今ぽつと出てきたわけでございますので、その辺も御理解いただければと思います。

富樫 光七

今の副市長の話にちょっと引っかけたところあるので、あれですけども、いや、議論を尽くす、尽くさないというのは、今俺たちここで言っている話なのであって、実際には現場でこれから仕事がいかに順調に、安全に継続して反映していくかというのが本来の一番最後に残る大事な目線だと思うのです。今ここで議論してきて、いや、住民にも説明して納得したから、これでいいという話の中でこういう問題が出てきたのであれば、当然それはここで俺たちのあれ言った、これ言ったというだけではなくて、現場が本当にこれ稼働したときにどうやって動いて、結局最初当初の予定を、それこそ満足して、喜んでもらって、反映し続けるというのが俺は本来の目的だなと思うのです。そうしてみれば、いや、俺たちよりも理事者側が努力してきたというのは、それは当然認めますけれども、いや、それはそうでないところもあったなということはあったって、別に人間だから、そんなに難しいことではないではないですか。そうしたら、そこはおまえらの言うほうはこれからのことを考えればいいなと思ったら、それをやっぱりかじを切り替える、やめろって言っているのではないではないですか。やっぱりそこを誤っては、俺はちょっとまずいので

はないかなと思います。俺たちのここの討論も大事だけれども、現場がどう動くかのほうがもっと大事だと思います。ただ、でもこれそれこそ景気悪くなる、景気悪くなるって言っているのに、こんなところで俺たちが討論して、その大義名分通さなければならぬからということこのこと決めたら大変なことになると思います。

河村委員長 4番委員、答弁は今の要りますか。

富樫 光七 副市長、お願いします。

副市長 4番委員の御意見として承りました。ありがとうございます。

小杉 武仁 質疑が途切れなかったので、私何点か産建課長の答弁についてちょっと質疑させていただきたいと思います。まず、今現在利用されている団体も含め、サークル活動だったり、様々な方いると思いますけれども、廃止後の活動先、要は代替施設です、そこについてはどうお考えですか。どう説明されているか、その団体の方たちには。

山北支所産業建設課長 今現在は主に四季を通して、ある程度1年間通して団体の利用の方というのはばらけているので、ゆり花会館の代替施設ができれば、そちらのほうに御案内するよというふうなダイレクトメールで、それ以前の夏場ですとかみたいな御利用の方については、いわゆるあと我々のほうでパッケージングというまでは大げさな言い方なのですけれども、事前に早めの御予約で朝日のほんわ館さん、あとこの後4月からのほうについては、多少料金的な兼ね合いもあるのですけれども、市内のほうでも料金的な折り合いがつけば旅館協同組合さんのほうの施設を御利用いただけるように簡単なパンフレットといいましょうか、御案内みたいなものを作りまして、ダイレクトメールを差し上げようかなということで考えております。

小杉 武仁 現在利用されている方、今後なくなるということで、廃止になるということで、自分で活動する拠点を新たに探さなければならない状況にいる方もいるやに聞いていますけれども、その辺理解されていますか。

山北支所産業建設課長 今現在の八幡さんを運営、指定管理者である体験交流企業組合のほうから、問合せあったのだよ、ここあったのだよ、廃止しますよというふうなところでお答えしましたという情報は得ているので、それらの方々にも含めて、なお自分で探すというよりも、御案内といいましょうか、できるだけお手をかけないような工夫をこちらのほうもしていきたいなと考えています。

小杉 武仁 利用される方、先ほど体育団体の方たちには、申し訳ないけれども、お断りしている状況だということですが、代替施設ないですか、市内に。ありますよね。あるはずなので、結局は誘導ができるか、できないかですよ、この代替に関しては、本当に代替施設が担保できるような状況を本来であればつくらなければならないというのは、全協の説明のときにも私発言していますし、そのときに課長からも、例えば民宿の組合の方いらっしゃいますよね。受入れ態勢が万全に取れるような状況をこれからつくるのだという説明ありましたよ。その辺はどうですか。できたのですか。

山北支所産業建設課長 その辺民宿、当初はこの八幡の廃止に当たって宿泊部分での代替の機能、なかなか我々のほうも民宿個々への聞き取りといいましょうか、単純に稼働率みたいな数字上の台帳上の判断でできるね、できないねというふうな、安易に捉えてしまった反省点はあります。私のほうでも民宿組合さんの会員、今現在会員自体は10名の民宿が登録していて、実際に通年一般の方受入れ可能なというような民宿が8件、その中でも通年といいましょうか、365日やっていただけののが4件で、残り半分は

季節営業で180日ということで、そういうふうな営業日数的な制限もあったりとか、はたまた御高齢、要するに高齢化が進んでいて、なおかつお手伝いの人もないよという中では、民宿のケアといいましょうか、ちょっと過大に評価していたという反省点はあるので、その辺民宿は、今打合せした中では繁忙期以外はできる限りは協力させていただくというような御返事をいただいて、都合計算してみると1,000人ぐらいいは、今八幡、3,500人ぐらいい年間受けて入れているのですけれども、そのうちの1,000人ぐらいいは民宿のほうでも利用可能なのですけれども、残りの2,500人は、繰り返しになりますけれども、瀬波温泉であるとか、小杉委員おっしゃるとおり、ほかの施設にうまく誘導するような形をちょっと構築していきたいなと考えております。

小杉 武仁 非常にその辺が課題であったと当時から思っていましたし、それをしていけないと人は流れませんよね、やっぱり選んでくれませんか。それと、もう一点、個人のお客様には瀬波温泉も誘導施設として御提案しているということですがけれども、現実的ではないですよ、料金的にも。その辺をちょっと感覚的にどうなのかなと思ったのが1つと、これ将来的には供用開始が10月から11月ぐらいいになりますけれども、ゆり花会館に宿泊施設を造成するということですがけれども、規模的にはどう考えているのですか。今の現状の宿泊数を確保できるような施設を造ろうと考えているのか、それとも今後の人口動態、交流人口の関係を調査した中での施設の建設規模になるのか、その辺ちょっと考えをお聞かせください。

山北支所産業建設課長 ゆり花会館自体は、原則的にはいわゆる個々のお客様のものについては、ちょっと受入れは予定していない。あくまでも10人前後の団体の皆さんの受入れを最大2組ぐらいい受け入れるような利用率を想定して、15人、15人の2間みたいなものを整備しています。冒頭話した福祉センターとしての機能もあるので、その機能をあまり著しく阻害しない範囲で、事前に10日前ぐらいいの予約をしていただいて、団体受入れを図りたいと。ただ、そうしたようにしたときに実際に申込みがどの程度あるのかというようなものについては、ちょっと不透明なところもありますので、その辺のところをやりながら、団体としての束といいましょうか、10人がいいのか、7人がいいのか、やっぱりもうちょっと大きい人数のほうがいいのかというところについては、基本やるとすれば社協さんのほうの指定管理に業務を上乗せするという形ではなくて、基本的に宿泊部分については直営を考えているので、その辺やりながら、ちょっと社協さん、介護高齢課と相談しながら、最終的な運営の方法は決めていって、料金も含めてですけれども、やりたいなと考えております。

小杉 武仁 課長の先ほどの説明からも、区長会のほうとしては、存続を願うという要望よりは、工期を早めていただくとか、建設を早めていただく、代替施設を整備していただきたいというような方向性が強いというのはまず間違いないですよ、それは。ちょっと確認させてください。

山北支所産業建設課長 お会いした、具体的には山北区長会の役員の皆さん、あとはまちづくり協議会の役員の皆さん、あと北陸農政局の交付金をいただいて活動しているさんぽく活性化協議会という任意団体があったりするのですけれども、あとそのほかにスポーツ協会さん、主立った団体の受入れ、交流人口の拡大に尽力している団体の皆さんの御意見としてみれば、そういったことで代替施設の早期供用開始に幾らでも努力していただきたいというふうなことで了解していただいているという認識としております。

小杉 武仁 当初全協のほうでは、かがり火の運営については継続的に個人のほうで行っていくという御説明あったかと私記憶しているのですけれども、現状も変わりありませんか。

山北支所産業建設課長 打診があれば、中に整備しているキッチンですとか、割と調理器具みたいなものは個人の財産なので、使うなよというようなことも言えないので、申込みがあれば、電源の切替え工事は自力になる可能性があるわけですがけれども、申込みがあれば使っていただくことはやぶさかでないなと思っていたのですけれども、ただこの後のちょっといわゆる入り込みの関係、運営の試算みたいなこともなさっていると思うのですけれども、今現在4月からの要するにスタッフですとか、そういうようなものを含めてははっきりしたところが決まっていなみたいで、今のところちょっと継続した利用の申込みは体験交流企業組合さんのほうからはいただいております。

小杉 武仁 そのレストラン、食堂に関しては、やっていくというような認識だったものだから。そうなのですね。だから、その辺もう廃止の方向でということは間違いないということなのですね。理解しました。了解です。

姫路 敏 今の質疑の中でちょっと確認したいのですが、代替施設の早期開設、いわゆる整備ということと、3月31日の条例廃止するということは全く別な話なの。それを同じにして語るとおかしくなるので、代替施設というのはみんな早めに欲しがっているの、早く開設してよって。ただ、空白が空くではないのって。空白が空くから、早めにして、その空白を埋めたい、できればバトンタッチしてやりたい、こういう話なのです。ここを副委員長、ちょっとごちゃ混ぜにすると大きな判断ミスになると思うので。代替施設は早く欲しいのです、これ老朽から、いつまでも。その間を空白空けないでほしいという人も結構いらっしゃるということを俺はさっきから言っている。だから、それともう一つ、副議長のほうからちょっとお話もありましたが、人の話というのはある程度聞く側と話す側で随分違ってきますが、そんないつ壊れるか分からないようなところで、もし人死んだら誰が責任取るのだよって言われれば、えっ、そんな施設駄目ってなるけれども、今までやってきたのだから、そういうことはないと思うけれども、何の根拠もないので、ちょっとその間だけやるということであればどうだろうというのと、話というのはそういうものだと思うよ。ただ、言えることは、壊れるというものの根拠がないのです。それは、地震来れば、みんな壊れます、はっきり言って。火事になれば、それはみんな焼けます。そういう話を前に出すと、全部おかしくなってしまうの、話が。私は、何するにも根拠が必要だと思うのです。根拠。3月31日になれば、あそこはもう崩れていくのだという根拠が。でも、法律的に抵触していないものであれば、根拠にはならないということです。ただ、4番委員言うように、やっていくに当たっては何か困難なことがあるのかと。今言ったように、何かちょっとばらばらとこぼれているところもあるなど、それは当然そうだろうと思います。それで、では全部ストップといえ、今も既にストップしなければならないものです。だから、私は、1つは代替施設が欲しい、できるのというのは、それは早めに。だから、3月31日に止めるということとは話が違うということです。そこだけ理解しておかないと、間違いな判断になりますので。

(自由討議)

姫路 敏
河村委員長
姫路 敏

長くなりますよ。いいですか。12時半ぐらいまで。どうします。

もう少し詰めてください。

取りあえず、私はこういった施設の廃止をするということは、廃止した施設の代わりになるものはどういうものがあるのか、そしてまたそこでどれだけにぎわっているのかというのは当然行政が調べなければいけないです。そこで、もしそういうことが分かるのであれば、今みたいな施設であれば、その代わりこうしますよというものが無いままに廃止だけが走っていくと、そのマネジメントプログラムには代替施設がないということそのものが、どうも私には間違いなのだろうとは思っております。だから、これだけの利用者がいる中で、利用者は前よりは減っているかもしれませんが、それはそれで。でも、合宿だのなんだのっていえば大いに利用される部分の利用者がいるのであれば、これについてみればやっぱり代替施設は必要だろうというふうに思って当然のことなのです。そういうことが無いままに進んできたことは、私は十分判断、やり方にミスがあるのだろうと思っています。もうここで継続審議なんていうのもできないですし、この3月31日に、せっぱ詰まったようなところで判断しろって言われた側のほうが容易でないです。住民の意見というのは、先ほど言ったように賛否両論あると思います。そこに道が欲しいかって聞かれれば、欲しいという人もいれば、遠い人であれば、そんなところに道なくていいから、おらの家の前の下水道直してくれというような話にもなりますので、それは賛否両論あります。でも、欲しい、やりたいという人が、そこで継続してやりたいという人の意見というのも十分我々議員はやっぱり取り込んでいかなければならないだろうなと思っています。だから、代替施設が、これができて、そのできるまでの間の時間縮小、それに専念されるよりも、代替施設がしっかりとできたところでバトンタッチできる体制のほうが私は理にかなった施設運営になるのだろうと思っています。ですから、慌てて夏前までに3か月でやる、あるいは10月までにどうしてもやるなんていうことではなくて、少なくとも半年ぐらいはしっかりと整備をさせていただいて、そこで出来上がったところでばたっとバトンタッチできる、これが本当の私は行政の今の八幡にとってみれば必要なことなのだろうなと、こういうふうに思って、引けません、それは。だから、ぜひこれは、行政側からの質疑はもう終わっているんで、あれですけれども、ほかの委員さんも含めて、何も無いのに、賛成することは簡単なのかもしれない、反対することのエネルギー、どうしたらいいかということのをちょっと考えていただきたいなと思っています。そのことによって継続してバトンタッチがうまくできれば、こんないいことはないわけですから。そういうことを私は延々と語り続ければ、もう何時間にもなるので、ここで終わらせてもらいますが、皆さんに御迷惑もかかることだろうし、あれですけれども、一応そういうことをしっかりと考えた上で物をしていただきたい、考えていただきたいと思いますが、この辺いかがかなと思っています。

富樫 光七

今条例を廃止するか、しないかという話なので、俺も本題からずれたから言わなかったのだけれども、さっき森山課長が言うように、今新たな代替施設というのは30畳2間でしたっけ、図面見るとそうなっていましたよね。確かに団体を受け入れるにはそれでいいのだと思いますけれども、でも実際には個人とか家族客、あるいは夏場の繁忙期で、今さっき民宿の話も出ましたけれども、民宿で受け入れられるかって個人的に聞いたときに、いや、もう民宿さ、みんな年取っている人ばかりで、代わりでみんな受け入れるというのは難しいわというのは、実際あそこのおっかさん

が、1軒しか俺聞いていないのだけれども、そういう話もしていました。としてみれば、今のこの代替施設を慌ててこの30畳を今のこれで間に合わせるのだということをやると、もちろんそのためには耐震とか耐火ということで、建築基準法の厳しい旅館業法というのは決まっていますから、法律もあるのですけれども、そこまでの準備をして広げたときには団体も受け入れられる、だけれども個人が来たときにもそれこそふすま開けたら隣の人と顔を合わせたなんていうことのないように、きちんと閉鎖する空間もつくった中で、やっぱりこの代替施設はもう少しきちんと考えて、それからやるべきではないのかなとは思いますが。そうしてみれば、やっぱりその時間、ますますおまへの言うことをやれば長くなるしというのであれば、やっぱり今のこの条例は延長してやるということは至極順調な判断の仕方なのではないかなと私は思いました。

三田 敏秋

まず、今までの議論を聞いていて、対応の遅さは否めない、これはもう指摘をしておきます。しかしながら、この施設管理者である市が安全が担保できないということであれば、これは致し方ない。それと、またずっと聞いていったのだけれども、価格面でもかなりの、民泊と多分八幡では差があるだろうと。また、先ほど誰かが指摘しましたが、瀬波温泉とこの八幡でもかなり価格の差異があると思う。そして、また聞いておると、山北支所が中心になって、支所長からもいろいろこの話は聞いておるけれども、市全体でこれはもう考えて笹川流れ、いわゆるこの国の天然記念物を有する笹川流れの活性化ということに関して、今までその活性化策をやってこなかったとか、やってこないというのは大変失礼だけれども、そのことに対して真剣に庁内で議論していなかったのではないかという危惧も持っております。このことは、いわゆる今の議論とは、山北地区の活性化というのは私は理を別にするものだと思っていますけれども、早急なる山北地区の活性化を図るべき課題が見えてきたなということを指摘しますけれども、いわゆる、先ほども申しましたけれども、安全が担保できないということになれば、この条例は致し方ないということで発言をさせていただきます。

姫路 敏

安全が担保できないとは言っていないのです、はっきり言って。安全が担保できるための根拠が示されていない。これは、皆さん行政が安全を担保できないということ、安全性に問題があるというのであれば、議会側はその安全性をちゃんと根拠を見せなさいということに対して、対応し切れていない。だから、先ほど1番委員言っていますけれども、それは行政が言っている話だ、安全が担保できないと。行政が安全担保できないから全部駄目だということは、議会は違う。議会は、安全担保できない理由をちゃんと示してくれと、こういうことになるのです。そこをちょっと問題提起を履き違えたら、大変なことになる。行政が、これが駄目だと言えば、議会は、それ、はい、そうなのですかとは言えない。その駄目だという根拠を見せてくれという、根拠がない答弁。だから、何度も聞いている。ここは、しっかりと皆さん、意見をちゃんと考えてもらわないと困ります。今自由討議なので、私言いますが、行政側が言う説明に対しての根拠、そしてまた安全が担保できないのであれば、安全が担保できないという根拠、そしてこれだというための根拠、それがしっかりと示されない限りは、私も議会、議員としてみれば、やっぱり大きなクエスチョンマークに当たります。そのことを私は何度も言っているのです。だから、3月31日にどこかに抵触して、安全が担保できない、4月1日から駄目なのだという根拠がないものを、はい、分かりましたとは言えないということ、これは

ひとつしっかりと把握してもらわないと困るということでございます。

富樫 光七

今安全を担保するという話が出ましたけれども、当然それは1番委員の言うとおりでないと私も思います。だけれども、そのことを本当に分かっているとすれば、なおさら行政側のほうの今回の進め方の中には問題が多過ぎることが逆に暴露されてしまうので、あんまりそういうことは正面に立って俺は言わないほうがいいのではないのかなとは思いますが。だって、そのことを担保できないということを分かって、条例がここで廃止したいというのであれば、もっと早くから手を打たなければならなかったわけではないですか。それをこうやってしないで、今3月の終わりになってから、いや、3月31日に廃止しますという、この話のほうが、おまえら何をやっているのだって、これは議会もそうだし、理事者側のほうにも、これ住民から文句言われたら、もう返す言葉なくなってしまうですよ。

河村委員長

4番委員、我々委員のほうに対しての……

(「自由討議なので」と呼ぶ者あり)

富樫 光七

そのつもりで言っています。

姫路 敏

それと、もう一つ、これ大事な、質疑のところでも聞けばよかったかもしれません。この条例があったとしても、何ら問題ないでしょう。何があるのですかということですよ、皆さん。この条例があっても、指定管理もやめて、何が問題なのですか。やろうと思えば、直営でもできる要素はあります。でも、あったからといって、どうしてもやらなければならないわけではない。だから、そこら辺です。条例は、あることによって予算づけができるようになってくる、当たり前だけれども、その条例に従って。でも、条例がなければ、予算もつけられないし、何もつけられない。条例があっても、予算はつけなければいけないわけ。何で3月31日に廃止しなければならないのだという、その根拠になるのが耐震性とか何とか言って言っていますけれども、その根拠も示されない。私は、そうやって考えれば、この条例を廃止する意味がない、そういうふうに考えます。そういうふうに思っています。

(討 論)

姫路 敏

いろいろ議論をずっとやってきましたが、なかなかどうしても行政側の説明が受け入れられない、受け入れ難い。なぜかという、先ほど言ったように、耐震性とか、そういう老朽化に合わせての3月31日までにやらなければいけない法的な根拠というのはない。安全を担保されるようなものの根拠もない。行政側は、ただそれを行っているだけというような状態の中でこれを廃止する必要性はどこにも感じられない。また、先ほど自由討議でも言いましたように、廃止しないところで何かなるわけでもあるまいし、生かしておいたって、代替施設できて、新しい条例できてからでも、私は廃止すればいいと思います、これは。それまで例えば行政が直営でも、指定管理を延ばしてでも運営しないということになれば、それは運営する側の、行政の行政運営の中でただしていかなければならないなど。例えばもうこんな状態で駄目だということになれば、5月からでもできないかよということだって、我々のできる可能性を少しでも門を開けておくというのも一つです。廃止されたら、もうそれで全部予算もつけられないし、何もつけられない。代替施設ができて、新しい条例ができたところで改めて廃止するのが私は順当たるやり方なのだろうと思います。なぜかという、マネジメントプログラムにも出ていないのであれば、それは慌ててそこに持ってきて、代替施設をやろうということであれば、やろうという準

備は行政側にもあることは確かではないですか。では、もうそういうのであれば、新しい条例をつくろうとしていることも確かなのです。それができた時点で、これをやめればいい。私は、それで十分間に合う話だと思います。どうしても3月31日に廃止しなければならないという理由はどこにもない。そういうことで、今回の廃止するということに対してみれば、私は反対いたします。反対討論です。

河村委員長 賛成討論はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

河村委員長 反対討論はほかにございませんか。

富樫 光七 反対討論。いや、反対は反対。姫路さんと基本は一緒なのだけれども、とにかく今提案されたものが、どうしてもそれ通さなければならないという、その根拠がどこにあるのかなというのを俺はすごく心配しているのです。今回のこの問題にかかわらず、またここから話がずれると、おまえ脱線してばかりいるって言われるから、言いにくいだけれども、今回のこの問題、ほかの問題も絡めて、提案して、議会に持ってくる話をもっと早く言ってくれば、俺たちみたいなのにもっと早く言えればいい意見になるのに、今頃持ってきて言うから、何となく反対で悪い意見のほうなイメージあるのだけれども、これはやっぱり行政側のほうに俺も改善してもらわなければならないこといっぱいあるのではないかなと思うし、今回の問題はそんなにどっちかに大打撃を与えるような問題ではないし、いい方向に変えようということの話をしているわけだから、ここは理事者側にもうまく考えてもらって、やっぱり悪いところは、訂正するところは訂正しなければならないなという、そういう判断の中でやってほしいなと思いますので、私も今回は、悪いけれども、反対させてもらいます。

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第51号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長(河村幸雄君) 暫時休憩を宣する。
(午後 0時23分)

委員長(河村幸雄君) 再開を宣する。
(午後 1時30分)

日程第4 議第52号 朝日有機センター条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長(農林水産課長 小川良和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

農林水産課長 それでは、日程第4、議第52号について説明いたします。議第52号は、朝日有機センター条例を廃止する条例制定についてであります。当該施設は、これまで有機資源の再利用と地域農業の振興を目的に運営してきたところでありますが、公共施設マネジメントプログラムにおいて、当該施設の利用状況及び今後の利用見込み等を踏まえ、施設運営について検討した結果、神林有機資源リサイクルセンターに機能を集約することとし、このたび施設の利用者及び指定管理者との調整が調ったことから、令和7年度末をもって廃止しようとするものです。説明は以上です。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第52号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 5 議第53号 道の駅「朝日」(地域振興施設)電気設備工事の工事請負契約の締結について及び議第54号 道の駅「朝日」(地域振興施設)機械設備工事の工事請負契約の締結についての2議案を一括議題とし、担当課長(観光課長 山田昌実君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

観光 課長 それでは、議第53、54号につきまして御説明を申し上げます。議第53号は、道の駅朝日電気設備工事の工事請負契約の締結についてであります。本工事は、道の駅朝日のリニューアルに当たり、新たに建設する地域振興施設の電気設備工事を行おうとするものであり、入札に当たりましては、令和8年1月28日に2つの共同企業体による一般競争入札を行い、このたび大田電気・吉村電工特定共同企業体と2億460万円で仮契約を締結いたしましたものであります。次に、議第54号は、道の駅朝日機械設備工事の工事請負契約の締結についてであります。本工事は、議第53号と同様に、道の駅朝日のリニューアルに当たり、新たに建設する地域振興施設における空調、衛生、給排水、換気などの機械設備工事を行おうとするものであり、入札に当たりましては、令和8年1月28日に3つの共同企業体による一般競争入札を行い、旭電工・サクマ特定共同企業体と4億700万円で仮契約を締結いたしましたものであります。説明は以上であります。

(一括質疑)

富樫 光七 53号のことについて教えてください。電気設備の工事あるのですけれども、この工事の今新たにする部分と既存にする部分の間というのは、契約は別々になっていますか。それとも、電気の契約は1本になっているものですか。する予定ですか。管理運営に関わる問題だから、分けてあるのかな、あるいは管理運営一緒だから1つにするのだよというものの考え方なのかなということです。それによって電気の契約を変えないと。

観光 課長 新しく造る地域振興施設というのは、新たに管理運営候補者が管理するものになります。既存の建物についてというのは、既存は食堂とか、物産があるところだと思っておりますが、そこにつきましては、今まだこういった形で運営するか決定しておりませんので、そこが新たに決定すれば、そこはそういう契約、新しい、その運営する方が光熱費を払っていくというようなことになると思います。

富樫 光七 その新しいところと古いところは、まだ流動的なところがあるということですか。

観光 課長 まだ古いところについては、決定しておりません。
富樫 光七 余計なお世話なのですけれども、そうだとすれば、電気の契約は別々にはしておかないと、要はメーター器が別々でないと、勘定が別になるわけですから、そういう工事をどちらにでもできるようにしておかないと、後で一本化だからまたアスファルトを掘削して一緒にするとか、分けるということがないように、そこだけ気をつけてやってもらったほうがいいと思います。

（議第53号自由討議）
（「なし」と呼ぶ者あり）

（議第53号討論）
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第53号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

（議第54号自由討議）
（「なし」と呼ぶ者あり）

（議第54号討論）
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第54号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（河村幸雄君）散会を宣する。
（午後 1 時 3 6 分）